

三田市ふるさと地域交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働のまちづくりの実現に向け、地域づくりに関わる多様な主体が連携・協力しながら、地域の課題解決に向けた自主的かつ主体的な活動を継続的に展開していくため、その財政的支援として三田市がふるさと地域交付金（以下「交付金」という。）を交付するに当たり、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項を定める。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付を受けることができる団体は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条に規定する活動を継続的に実施することができるものと認められる次に掲げる要件を全て満たした団体

ア 概ね小学校区程度の区域を活動基盤とする団体

イ 自治区・自治会を含む多様な団体等で構成されている団体

(2) 前号に該当する地域組織づくりを目指す団体

(3) 公共施設の利活用における地域イニシアチブ実施要綱（以下「地域イニシアチブ実施要綱」という。）第6条に基づき、次に掲げる施設（以下「対象公共施設」という。）にかかる地域イニシアチブによる提案が採用又は一部採用された団体

ア 地域イニシアチブ実施要綱第3条第1項第1号に規定する施設

イ 地域イニシアチブ実施要綱第3条第1項第2号又は第3号に規定する施設

(交付対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、別表第1のとおりとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公

職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(4) 事業を伴わない備品等(事務局運営に必要な備品等を除く。)の購入となるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付対象事業として不適切と認めたもの(交付金額等)

第4条 交付金は、予算の範囲内で、別表第1に掲げる区分ごとに定められた額を交付するものとする。ただし、交付対象事業に要する経費が別表に定める額に満たないときは、当該経費に限り交付するものとする。

2 交付対象事業に要する経費は、第2条第1号及び同条第2号によるものは別表第2のとおりとし、同条第3号によるものは別表第3のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付の申請をしようとする団体(以下「交付申請団体」という。)は、ふるさと地域交付金交付申請書に交付申請団体の事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、第2条第1号に該当する団体が別表第1上限額の欄に掲げる補助金交付要綱において補助の対象として定められた事業を交付対象事業として実施するときは、前項に掲げる事業計画書及び収支予算書にその実施事業等について明記しなければならない。

3 第2条第3号に掲げる団体等は、前項に掲げるもののほか、地域イニシアチブ実施要綱第6条第1項に基づく決定通知書の写しを、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、交付申請団体から申請があったときは、規則第5条第1項の規定により内容を審査し、交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、交付金の交付を決定したときはふるさと地域交付金交付決定通知書を、交付をしないことを決定したときはふるさと地域交付金不交付決定通知書を当該交付申請団体に通知するものとする。

(事情変更)

第7条 市長は、規則第7条第1項の規定により交付の決定を取り消し、又は決定

の内容若しくは条件を変更したときは、速やかにふるさと地域交付金交付決定取消等通知書により交付の決定を受けた団体（以下「事業実施団体」という。）に通知するものとする。

（交付対象事業の内容の変更）

第8条 事業実施団体は、交付対象区分及び交付対象事業の内容を変更し、又は交付対象事業に要する経費を変更しようとするときは、ふるさと地域交付金変更申請書を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 第6条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合について準用する。

（実績報告）

第9条 事業実施団体は、交付対象事業が完了したときは、完了後2週間以内にふるさと地域交付金実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 決算書又は精算書

(2) 活動状況の分かる資料

(3) 対象事業の領収書等の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（交付金の額の確定）

第10条 市長は、実績報告の審査の結果、交付金の決定の内容又はこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに当該交付金の額を確定し、その旨をふるさと地域交付金確定通知書により当該交付団体に通知するものとする。

（交付金の請求）

第11条 事業実施団体は、交付金の交付を請求しようとするときは、第6条第2項に規定するふるさと地域交付金交付決定通知書の定めるところに従い、ふるさと地域交付金請求書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) ふるさと地域交付金交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（決定の取消し）

第12条 市長は、事業実施団体が規則第16条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第7条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(交付金の返還)

第13条 市長は、交付金の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る交付金が既に交付されているときは、ふるさと地域交付金返還命令書により、速やかに当該事業実施団体に対し、その返還を命ずるものとする。

(協力及び助言)

第14条 交付金事業の実施に当たり、市長は、その事業内容について協力及び助言をすることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の三田市ふるさと地域交付金交付要綱の規定は、令和5年度以後の事業に係る交付金について適用し、令和4年度までの事業に係る交付金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

交付区分	交付対象事業	上限額
<p>1 地域活性化支援 第2条第1号に該当する団体</p>	<p>(1) 次の各号に掲げるテーマで、その内容が地域において継続的に行うことで課題解決につながると認められる事業 ただし、本表3及び4に掲げる事業は交付対象としない。 ア 健康増進及び地域福祉 イ 防災及び防犯 ウ 地域交流・多世代交流 エ 青少年の健全育成 オ 環境保全、ごみ減量及びリサイクル カ 文化及びスポーツ振興 キ 地域交通 ク 地域農業 ケ 地域の情報発信 コ 地域計画の作成 サ その他地域活性化のため調査・研究等</p> <p>(2) 安定した組織運営を継続的に行うために必要な事業 ただし、本表3及び4に掲げる事業は交付対象としない。</p>	<p>(1) 2,000千円 うち左記(2)に係る事務局員への人件費の上限額は1,400千円。左記(2)（事務局員への人件費を除く。）を申請する場合の上限額は500千円（(2)のみの申請は不可。（2)の合計上限額は1,650千円）。 なお、第5条第2項に規定する補助金交付要綱は地域ふれあい活動推進事業補助金交付要綱（平成9年4月1日施行）とし、当該要綱に定める補助対象団体に対する補助金の額から控除された額を上限額に加算する。 (2) 次のいずれかに該当する場合は、50千円を限度として前号の上限額に加算する。 ア 交付申請団体</p>

		<p>の役員（規約に定める役員をいう。）に占める現役世代の役員（毎年4月1日時点で65歳以下の者かつ当該役員として概ね1年以上継続的に参画しようとする者をいう。）の割合が2割以上である場合</p> <p>イ 学生団体又は交付申請団体の活動基盤の区域外に活動拠点を有する団体と連携して事業（営利を目的とするものを除く。）を実施する場合（当該連携に係る報償費、旅費、役務費及び委託料に限る。）</p>
<p>2 組織づくり支援 第2条第2号に該当する団体</p>		<p>500千円</p> <p>（左記(1)に掲げる事業に係る経費並びに(1)に掲げる事業及び組織運営を円滑に進めるために開催される役員会等に係る経費に限る。）</p>

<p>3 地域イニシアチブスタートアップ支援 第2条第3号アに該当する団体等</p>	<p>(1) 地域イニシアチブ実施要綱第6条に基づき採用又は一部採用された提案に係る事業</p> <p>(2) 事業活動を安定的な軌道に乗せるために必要な事業</p> <p>ただし、当該地域イニシアチブ事業に他の市補助金が交付されている場合は、交付対象としない。</p>	<p>(1) 初年度 1,000 千円</p> <p>うち対象公共施設の改修（修繕含む。以下同じ。）、事業運営に必要な備品等に係る経費の上限額は 500 千円</p> <p>(2) 次年度及び次々年度は各 500 千円</p> <p>ただし、対象公共施設の改修、事業運営に必要な備品等に係る経費は除く。</p>
<p>4 地域イニシアチブスタートアップ支援 第2条第3号イに該当する団体等</p>		<p>(1) 初年度 300 千円</p> <p>うち対象公共施設の改修及び事業運営に必要な備品等に係る経費の上限額は 150 千円</p> <p>(2) 次年度及び次々年度は各 150 千円</p> <p>ただし、対象公共施設の改修及び事業運営に必要な備品等に係る経費は除く。</p>

備考

- 1 同一年度内において、組織づくり支援及び地域活性化支援を交付する場合における地域活性化支援の上限額は、当該年度に組織づくり支援として交付された金額を差し引いた額とする。
- 2 他の補助制度等を活用できる場合であって、次のいずれかに該当する場合は、当該事業を本要綱の交付対象事業とすることができる。
 - (1) 他の補助制度の補助対象外事業であって、本要綱の別表第2に該当する経

費を含むもの。

(2) 三田市以外の補助制度等が活用できる場合であって、当該補助制度等の補助上限額を超える部分に交付金を充当することが認められているもの。

3 他の補助制度等を活用することで、事業の実施が困難になる事業は、当該補助制度等を活用することなく、本要綱の対象事業とすることができる。

別表第2（第4条関係）

費目	対象経費
賃金	事務局員に対する給与
報償費	講師等の謝礼、物品借用謝礼など
旅費	視察研修・協議等に係る出張の交通費など
需用費	事務用品費、食糧費、印刷製本費等事業活動に必要なもの 事務局施設の軽微な改修 事務局施設の維持管理に係る光熱水費
役務費	通信費、手数料、保険料など
委託料	会場設営委託、音響操作、駐車場警備委託など
使用料及び 賃借料	事業実施に伴う施設・駐車場使用料、特殊機材・レンタカー借上料など 事務局施設使用に係る家賃、使用料、備品リース料
原材料費	食材料、花苗等購入費など
備品購入費	事業活動に必要な備品 事務局運営に必要な備品
上記のほか、市長が特に必要と認める経費	

別表第3（第4条関係）

費目	対象経費
賃金	事業実施及び対象公共施設の維持管理に係る職員に対する給与
報償費	講師等の謝礼、物品借用謝礼など
旅費	視察研修・協議等に係る出張の交通費など
需用費	事務用品費、会議等の食糧費、印刷製本費等事業活動に必要なもの

	の 対象公共施設の修繕費 対象公共施設の維持管理に係る光熱水費
役務費	通信費、手数料、保険料など
委託料	事業実施及び対象公共施設の維持管理に係る委託など
使用料及び 賃借料	事業実施に伴う施設・駐車場使用料など
原材料費	食材料、花苗等購入費など
備品購入費	事業実施に必要な備品
上記のほか、市長が特に必要と認める経費	